

平成23年7月29日

一般ガス事業者の供給約款変更に係る認可及び届出について
(妙高市（新井区域）、（妙高高原区域）)

関東経済産業局は、妙高市（新井区域）から申請があった一般ガス供給約款の変更について、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき、本日（7月29日）認可を行った。

当局は、公聴会等所要の手続きを経るとともに、申請の内容について立入検査の実施等により厳正な審査を行った結果、認可に至ったものである。

また、併せて妙高市（妙高高原区域）について、経営効率化の努力の成果を需要家に還元する趣旨からガス料金の引き下げを主な内容とする供給約款変更届書等を受理した

なお、認可及び届出された供給約款は、平成23年8月30日に実施する。

1. 申請年月日

事業者名	申請年月日	認可申請の概要
妙高市（新井区域）	平成23年2月23日	熱量変更終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
妙高市（妙高高原区域）	平成23年7月29日	経営効率化の努力による一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2. 認可等の主な内容

事業者の平均単価、改定率、モデル世帯における1ヶ月あたり料金等については、別紙1のとおり。

3. 参考

事業者の会社概要については、別紙2のとおり。

(本発表資料の問い合わせ先)

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

担当者：関根、野村、小倉

電話：048-600-0393（直通）

申請者	小口部門 (税抜)			供給約款料金 (税抜)			モデル世帯における1ヶ月あたり料金(税込)			標準熱量 (MJ/m ³)	基準平均 原料価格 (円/トン)	実施 予定期日
	現行料金 平均単価 (円/m ³)	認可等料金 平均単価 (円/m ³)	改定率 (%)	現行料金 平均単価 (円/m ³)	認可等料金 平均単価 (円/m ³)	改定率 (%)	標準的 使用量 (m ³ /月)	現行料金 (円/月)	認可等料金 (円/月)			
妙高市(新井区域) 認可	97.45	99.79	+ 2.40	98.27	100.63	+ 2.40	43	4,582	4,689	43.1	13,850	H23.8.30
妙高市(妙高高原区域) 届出	127.13	126.70	▲ 0.34	127.13	126.92	▲ 0.17	39	5,679	5,668	43.1	13,850	H23.8.30

- (注) 1. 小口部門とは、「年間使用量10万m³以上(46MJ/m³換算)で、更にガス事業者と大口契約を締結した需要家」を除いた部分。
2. 現行料金平均単価は、変更前の料金収入を原価算定期間中の販売量で除したもの。
3. モデル世帯における1ヶ月あたり料金は、事業者における家庭用の平均使用量に基づき算出したもの。
4. モデル世帯における1ヶ月あたり料金は、認可時点のものであり供給約款実施日以降の料金は原料費調整制度により変動がある。
5. 基準平均原料価格は、平成23年1月～3月の円建て貿易統計価格から算出されたものである。

事業者名	会社設立年月	代表者	本社所在地	電話番号	資本金 (百万円)	従業員数 (人)	供給区域	需要家数 (取付メ ター数)	ガス販売量 (千m ³)	ガス売上高 (百万円)
妙高市	昭和34年9月	妙高市長 入村 明	新潟県妙高市大字関山 1200番地1	0255-72-3566	1,344	11	新潟県妙高市	8,945	10,231 (新井区域 8,317/41.8605MJ 妙高高原区域 1,914/40.3MJ)	851

(注) 1. 資本金、従業員数、需要家数は、平成23年3月末現在である。
2. ガス販売量、ガス売上高は、平成22年度の実績である。